明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕

○投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定（一五）　二

〔告　示〕

○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務二九八）　五五

○投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定の日本国による通告に関する件（外務四二〇）　五九

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二四八～二五〇、二五二～二五四）　六〇

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二五一）　六〇

○自動車の型式を指定した件（国土交通一二七二～一二八六）　六三

○自動車の装置の型式を指定した件（同一二八七～一二八九）　六五

○自動車の装置についての型式の指定を取り消した件（同一二九〇）　六六

○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同一二九一）

○自動車の型式についての指定を取り消した件（同一二九二、一二九三）

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、特別清算、再生関係　六七

特殊法人等

令和元年度・事業年度財務諸表（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構・独立行政法人農林漁業信用基金）、第四十二回（令和二年度）エネルギー管理士試験合格者、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一九

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一四三

会社その他

会社決算公告　一四四

本号で公布された法令のあらまし

◇投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定（条約第一五号）（外務省）

この協定は、投資の自由化、促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語を定義している。（第一条関係）

2　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇を与えること等を規定している。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して最恵国待遇を与えること等を規定している。（第三条関係）

4　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対して公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えることを規定している。（第四条関係）

5　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを規定している。（第五条関係）

6　いずれの締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、輸出についての要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと等を規定している。（第六条関係）

7　内国民待遇等の義務が適用されない締約国の措置等について規定している。（第七条関係）

8　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等を規定している。（第八条関係）

9　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保することを規定している。（第九条関係）